

# 令和6・7年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間に必要な医療給付費等の費用に充てるため、次のとおり保険料率を改定しました。

法改正により、今回の改定から高齢者が保険料として負担する割合等について、見直しが行われています。詳細は **③** ページ以降をご覧ください。

令和4・5年度の保険料率		令和6・7年度の保険料率	
均等割額	44,170円	均等割額	45,930円 (1,760円増)
所得割率	8.38%	所得割率	9.03% (0.65ポイント増)

**参考** 軽減後の均等割額の比較 (保険料の軽減については、**②** ページをご覧ください。)

均等割額軽減割合	令和4・5年度	令和6・7年度
7割	13,200円/年	13,700円/年 (+ 500円)
5割	22,080円/年	22,960円/年 (+ 880円)
2割	35,330円/年	36,740円/年 (+1,410円)

## 年金収入211万円相当以下の方は、令和6年度の所得割率が軽減されます

賦課のもととなる所得金額<sup>※1</sup>が58万円以下(年金収入153万円～211万円相当)の方は、令和6年度に限り、**8.42%**の所得割率が適用されます。

なお、令和7年度からは、通常の所得割率(9.03%)が適用されます。

**※1** 賦課のもととなる所得金額とは、前年の収入から当該収入の種類に応じた金額を控除して所得を求めたのち、さらに基礎控除額を差引いた額

## 保険料の賦課限度額が引き上げられます

・令和6年度は**73万円**<sup>※2</sup> ・令和7年度は**80万円** (参考)令和4・5年度は66万円

**※2**ただし、令和6年度中に75歳になり加入される方は、令和6年度から80万円

## 保険料率が上がる要因

一人当たり医療給付費が増加しているほか、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月12日に成立したため(詳細は**③** ページ以降をご覧ください)。

**保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。**

## 保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が負担いただく「均等割額」と被保険者の令和5年中の所得に応じて負担いただく「所得割額」の合計額をもとに、令和6年4月から翌年3月までの12ヵ月分(加入月数に応じて減額されます)が、被保険者一人ひとりに賦課されます。

$$\text{均等割額} + \text{所得割額 (賦課のもととなる所得金額}^{\text{※1}} \times \text{所得割率)} = \text{年間保険料額 (上限あり)}$$



## 均等割額の軽減（令和6年度の場合）

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の前年中の総所得金額等<sup>※1</sup>の合計額が軽減判定基準以下の場合には、次のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減判定基準額 ( <span style="background-color: #f8d7da;">        </span> 部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額 (43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者 <sup>※2</sup> の数 - 1)	13,700円 / 年
5割	基礎控除額 (43万円) + 29.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者 <sup>※2</sup> の数 - 1)	22,960円 / 年
2割	基礎控除額 (43万円) + 54.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者 <sup>※2</sup> の数 - 1)	36,740円 / 年

※1 「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。均等割額の軽減の判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。65歳以上（令和6年1月1日時点）の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差引き、さらに15万円（高齢者特別控除）を差引いた額で軽減判定の所得を計算します。

※2 年金・給与所得者とは、同一世帯内の被保険者及び世帯主のうち、給与所得がある方（給与収入が55万円超）または、公的年金等所得がある方（公的年金収入が令和6年1月1日時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超）の数です。

## 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、職場の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入後2年を経過する月分までの均等割額が5割軽減されます。

ただし、被用者保険の被扶養者であった方が、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減される割合の高い方が優先されます。なお、所得割額はかかりません。

## 新保険料率による年金収入別保険料額算定例（単身世帯で年金収入のみの場合）

	年金収入額	令和5年度	令和6年度	比較
例1	153万円 均等割（7割軽減）のみ	13,200円 / 年 （月額1,100円）	13,700円 / 年 （月額1,142円）	+500円 / 年 （月額+42円）
例2	197万円 均等割（5割軽減）+ 所得割	58,900円 / 年 （月額4,908円）	60,000円 / 年 （月額5,000円）	+1,100円 / 年 （月額+92円）
例3	221万円 均等割（2割軽減）+ 所得割	92,300円 / 年 （月額7,692円）	98,100円 / 年 （月額8,175円）	+5,800円 / 年 （月額+483円）
例4	240万円 均等割（軽減なし）+ 所得割	117,000円 / 年 （月額9,750円）	124,400円 / 年 （月額10,367円）	+7,400円 / 年 （月額+617円）

## 保険料率の決まり方

2年間（令和6・7年度）で必要な費用額（後期高齢者医療給付費、保健事業に要する経費及び葬祭費等）から、保険料以外の収入額（国・県・市町村からの負担金、現役世代からの支援金等）を差引くことにより、保険料として必要な金額を算出し、被保険者数や所得の見込みを考慮して保険料率を決定します（これまでに納めていただいた保険料の剰余金を活用して、保険料率の上昇を抑えています）。



# 法改正による保険料負担の見直しについて

## 見直しの背景

後期高齢者医療の被保険者数は毎年増えており、後期高齢者の医療費は今後さらに増加していくと見込まれています。

一方、後期高齢者の医療費を支える現役世代の人口減少は加速し、現役世代の負担が上昇しています。

このような中、全ての国民が、年齢にかかわらず、その能力に応じて医療保険制度を公平に支えあう仕組みとするため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月12日に成立しました。

## 見直しの主な内容

下記の改正により後期高齢者が保険料としてご負担いただく額が上昇します。

### ● 後期高齢者負担率の算定方法の見直し

後期高齢者医療にかかる費用は、公費（国、県、市町村）や現役世代からの支援金及び保険料から賄われています。後期高齢者負担率は、このうち保険料として賄う割合で、国が2年に1度定めています。

少子高齢化による人口構成の変化により、高齢者一人当たりの負担の増加以上に、現役世代一人当たりの負担が大きく増加していました。

そこで、後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率と現役世代一人当たりの支援金の伸び率を合わせるよう見直しが行われました。

令和4・5年度の後期高齢者負担率

11.72 %



令和6・7年度の後期高齢者負担率

12.67 %

### ● 出産育児一時金に係る費用の一部を負担する仕組みの導入

少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、出産育児一時金の費用のうち約7%を、後期高齢者の保険料の一部を使って支えることとなります。この7%という割合は、現役世代と後期高齢者のそれぞれの制度の保険料負担の全体額をもとに決定しています。

なお、令和6・7年度については、急激な負担の上昇を抑えるため、後期高齢者の負担は半分の3.5%となります。

# 保険料負担の見直しに伴い、 激変緩和措置が行われています

## ① 均等割については、法改正による影響はありません。

そのため、均等割のみを負担する約6割の方（年金収入153万円相当以下の方）には、法改正による新たな負担はありません。

ただし、一人当たりの医療給付費の伸びに伴う保険料の増加分はご負担いただきます。

## ② 賦課のもととなる所得金額※が58万円以下（年金収入153万円～211万円相当）の方は、令和6年度は法改正による影響はありません。

賦課のもととなる所得金額※が58万円以下の方は、令和6年度に限り、軽減された所得割率（8.42%）が適用され、法改正による新たな負担はありません。

ただし、一人当たりの医療給付費の伸びに伴う保険料の増加分はご負担いただきます。

なお、令和7年度からは、通常の所得割率（9.03%）が適用されます。

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の収入から当該収入の種類に応じた金額を控除して所得を求めたのち、さらに基礎控除額を差引いた額

## ③ 保険料の賦課限度額（年間上限額）の引き上げは、段階的に行われます。

賦課限度額は、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円となります。ただし、令和6年度中に75歳になり加入される方は、令和6年度から80万円となります。

高額所得者により多くの保険料をご負担いただくことで、所得割率が低く抑えられ、中間所得者の負担軽減が図られています。

## ④ 出産育児一時金の費用について、保険料として負担する額が令和6・7年度は1/2となります。

出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者も支援する仕組みが始まりますが、令和6・7年度は、後期高齢者の負担する額が1/2となります。これにより所得割率が低く抑えられています。

## お問い合わせ

お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口

または

埼玉県後期高齢者医療広域連合

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 4階

電話 048-833-3120

FAX 048-833-3472